

平成30年涌谷町議会定例会10月会議（第1日）

平成30年10月22日（月曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 会議録署名議員の指名

1. 会議日程の決定

1. 議発第1号 涌谷町長に決算認定議案の誤りを踏まえ、猛省を求めるとともに、修正し決算の再認定を行い、決算に係る既決補正予算の減額を行うことを求める意見書

1. 特別委員会の設置について

1. 休会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	竹中弘光君	2番	佐々木敏雄君
3番	佐々木みさ子君	4番	稲葉定君
5番	大友啓一君	6番	只野順君
7番	後藤洋一君	8番	久勉君
9番	杉浦謙一君	10番	門田善則君
11番	大泉治君	12番	鈴木英雅君
13番	遠藤积雄君		

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	高橋貢	総務班長	今野千鶴
主事	高橋和生	主事	日野裕哉

◎開会の宣告

(午前10時)

○議長(遠藤稔雄君) おはようございます。

直ちに会議を開きます。開きますが、さまざま、ただいまの議運の経緯を踏まえて、きょう皆様に御案内申し上げる資料を整えるのに、もう少し時間がございますので、5分ほど休憩させていただきたいと思っておりますので、暫時、お待ち願いたいと思っております。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時12分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長(遠藤稔雄君) 再開します。

改めまして、ごあいさつ申し上げます。おはようございます。本日の議会は、先の全員協議会の皆様の総意に基づいて開会される議会でございます。本日のこの会議は、町としても、議会としても、町民の皆様の注目する大事な議会でございますので、どうか慎重なるご審議を賜ることを願っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日、10月22日は、休会の日でございますが、議事の都合により平成30年涌谷町議会定例会を再開し、10月会議を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(遠藤稔雄君) 直ちに会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(遠藤稔雄君) 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(遠藤稔雄君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、涌谷町議会会議規則第118条の規定により、議長において10番門田善則君、11番大泉治君を指名いたします。

◇

◎会議日程の決定

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

10月会議の日程につきましては、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、10月会議の日程は本日1日と決しました。

◇

◎議発第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、議発第1号 涌谷町長に決算認定議案の誤りを踏まえ、猛省を求めるとともに、修正し決算の再認定を行い、決算に係る既決補正予算の減額を行うことを求める意見書を議題といたします。

議会事務局職員に議案を朗読させます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（今野千鶴君） 朗読いたします。

議発第1号

涌谷町長に決算認定議案の誤りを踏まえ、猛省を求めるとともに、修正し決算の再認定を行い、

決算に係る既決補正予算の減額を行うことを求める意見書の提出について

標記について、別紙のとおり提出します。

平成30年10月22日

提出者	涌谷町議会議員	大 泉	治
賛成者	同	久	勉
賛成者	同	門 田	善 則
賛成者	同	杉 浦	謙 一
賛成者	同	大 友	啓 一
賛成者	同	鈴 木	英 雅

涌谷町議会議長 殿

別紙

涌谷町長に決算認定議案の誤りを踏まえ、猛省を求めるとともに、修正し決算の再認定を行い、

決算に係る既決補正予算の減額を行うことを求める意見書（案）

涌谷町議会では、決算の認定に係る議案の提出にともない、決算審査特別委員会を設置し、歳入歳出予算の決算について慎重に審査を実施したところである。

平成30年議会定例会9月会議において、平成29年度各会計に係る決算認定議案が提出され、決算審査特別委員会を設置し審議するなかで、公金紛失が明らかになり、決算書作成にあたっての公金紛失の考えを町当局に説明を求め、決算提出に間違いがないとの回答を得て認定したところである。

しかしながら、公金紛失の事実を精査するなかで、その説明に誤りがあり収納したとする公金を収入未済額に計上し作成した決算書の内容は誤りである。このことから、町当局は決算審査の重要性を再認識し、速やかに修正を行うことが必要と考える。

また、決算の修正にともない、決算書に係る未収金処分を目的とした既決補正予算の速やかなる減額補正を同時に行い、町民の町当局に対する不信を払拭することが必要と考える。

よって、涌谷町議会は、自らも猛省しながら、町当局に対し今回の決算認定議案の誤りの重大性を深く認識し、猛省を求めるとともに決算書を速やかに修正のうえ、決算再認定の手続を行うとともに、決算に係る既決補正予算の減額を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月22日

涌谷町議会

涌谷町長 殿

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 提出者の趣旨説明を求めます。大泉議員。

○11番（大泉治君） ただ今、上程されました議発第1号 涌谷町長に決算認定議案の誤りを踏まえ、猛省を求めるとともに、修正し決算の再認定を行い、決算に係る既決補正予算の減額を行うことを求める意見書について、提案の趣旨説明を申し上げます。

涌谷町議会では、平成30年涌谷町議会定例会9月会議において、平成29年度各会計の決算認定議案の提出にともない、決算審査特別委員会を設置し、審査を行ったところであります。

この決算審査特別委員会での質疑において、公金紛失があった事実を町当局よりなされ、補正にて対処するとの説明があり、このことについて、特別委員長の要請もあり、急遽、議会運営委員会を開催し協議したところでございます。

議会運営委員会においては、提出された決算認定議案の内容を検討するため町当局からの説明を求め、間違いがないとの回答を得て、決算審査特別委員会並びに本会議において賛成多数にて認定したところでございます。

しかしながら、その後、議会運営委員会において町当局がおこなった説明には齟齬があり、決算認定議案に誤りがあったことから平成29年度における一般会計の決算認定議案を、速やかに修正し再認定を受けるとともに、議案第66号として可決いたしました、平成30年度一般会計補正予算（第3号）のうち、公金紛失にともなう関連予算を減額するよう地方自治法第99条に基づき、別紙のとおり涌谷町長に対し、意見書の提出を行うものでございます。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 提出者の趣旨説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。4番。

○4番（稲葉定君） 意見書の内容については賛成なんですけれども、タイトルの、涌谷町長に決算認定議案の誤りを踏まえ、猛省を求めるところに、事実を明らかにし、という言葉を入れた文言に修正してはいかがかと思います。

○議長（遠藤稔雄君） このことは、私からはそれも含めての、事実に基づいたということで、そのことも踏まえてと思いますけれども、提出者、ただいまの質疑に対して答弁をお願いします。

○11番（大泉治君） 公金の紛失、それらにともなった誤った決算書の提出があった、また、その対処の仕方に誤りがあったということで、それらに対する再認定を求める意見書でございます。そういった中から、ただいま質問者からあった質問については、後に特別委員会を設置して、それらについてのしっかりとした調査を行いたいという考えでございますので、今回の議案についてはその内容には触れておりません。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（稲葉定君） その趣旨も理解できないことはないんですけれども、今回の意見書では、執行部が自らの事実を調査して議会に示すべきで、調査特別委員会は、議会が調べることになるので、立場が違うわけですから、執行部としての立場で事実を確認して、議会に明らかにしてほしいと思うわけでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（大泉治君） そういったことについては現在捜査中ということもありますけれども、議会は議会として、しっかりとした調査を行ってまいりたい。この議案については決算審査特別委員会の審査での誤り、それらを議案とさせていただいておりますのでご理解いただければと思います。

○4番（稲葉定君） 捜査中ということは考慮に入れる必要はあるかと思いますけれども、捜査に関係のない部分は当然明らかにして、公表しなければならない責任は当然執行部にあると思うので、捜査に支障のない限り、ぜひそういったことは明らかにして真実を明らかにしてほしいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（大泉治君） そのことについては、特別委員会の質疑の中で知り得る部分の答弁はあったかと私は理解しておりましたので、ただ、その後さまざま提案の仕方、もしくは説明の中にも誤りがあったということでございますので、それについては議運の中では調査特別委員会を設置してしっかりとした内容の調査を、また、そういったことに対する、今後二度と起きないような対策を議会としても提案していくべきではないかということで、後に、特別委員会の設置を求める案を提出させていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。2番。賛成ですか、反対ですか。

〔「賛成です」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。それでは2番をお願いします。

○2番（佐々木敏雄君） 平成30年9月会議の決算審査特別委員会において、公金の紛失した会計処理について質問した際に、3月に紛失した公金相当額の処理に、納税された金額を納税されていない処理、未収と

して処理したことの説明を受けました。このような行為は公務員としてはあるまじき行為であり、恣意的な行為であります。このような事実を知った町民は、行政の信頼失墜を抱くものと思います。また、その事実を知りながら決算書として議会に提案された、虚偽の決算内容を提案したことは非常に重大な行為だと思います。しかしながら、このような瑕疵ある決算書を提案しているにもかかわらず、執行部では何ら反省の色もなく、逆に関連の事務処理には何ら問題ない旨の見解であるとの風聞があります。理解できないわけであり、また、そのような根拠も示していただければありがたいのですが、そのようなことを踏まえ、今回の意見書には賛成でございます。

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、涌谷町長に決算認定議案の誤りを踏まえ、猛省を求めるとともに、修正し決算の再認定を行い、決算に係る既決補正予算の減額を行うことを求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、涌谷町長に決算認定議案の誤りを踏まえ、猛省を求めるとともに、修正し決算の再認定を行い、決算に係る既決補正予算の減額を行うことを求める意見書は原案のとおり可決されました。



◎特別委員会の設置について

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今回明らかになりました、平成29年度における公金紛失については未だ町当局から説明がなく、事務処理についても誤りが指摘されており、こうした対応の遅れは議員をはじめ、多くの町民の疑念、疑惑を招き、町政に対する信頼を大きく損ねております。よって、町民の付託を受け、執行機関を監視する議会として、事件の全容、また町側の対応の遅れについて調査究明し、もって再発防止策について調査することを目的として、議長を除く議員全員で構成する公金紛失及び不適切な事務処理に関する調査特別委員会を設置し、かつ、地方自治法第98条第1項に関する権限を付与し、調査が終了するまでの期間、調査することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

本案については、議長を除く議員全員で構成する公金紛失及び不適切な事務処理に関する調査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項に関する権限を付与し、調査終了までの期間、調査に付することに決定しました。

ここで、特別委員会開催のために暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時55分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

休憩中に公金紛失及び不適切な事務処理に関する調査特別委員会の委員長等の選任が行われましたので、ご報告いたします。

特別委員会委員長に12番鈴木英雅君、特別委員会副委員長に11番大泉治君、小委員会委員に2番佐々木敏雄君、5番大友啓一君、8番久 勉君、9番杉浦謙一君、10番門田善則君、11番大泉治君が選任され、小委員会委員長には11番大泉治君、小委員会副委員長に2番佐々木敏雄君が選任されましたので、ご報告申し上げます。

それでは、ここで、先に日程表を配布した中で、表題が間違っているところがございますので、修正させていただきます。議会事務局長から、修正の報告をさせていただきます。

○議会事務局長（高橋貢君） 本日、日程第3として、議発第1号で提出させていただきました日程表の中で、涌谷町長に決算認定の誤りを踏まえとありますが、涌谷町長に決算認定議案の誤りを踏まえという形で、こちらの日程表の中に議案という言葉が抜けておりましたので、この場をお借りしまして説明させていただきますとともに、お詫びさせていただきます。

◇

◎休会について

○議長（遠藤稔雄君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会10月会議に付された事件はすべて議了いたしました。

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。

本会議は、この後、明日10月23日から12月28日までの67日間を休会といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、明日10月23日から12月28日までの67日間を休会とすることに決しました。

◇

◎散会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時01分